

第4次高知県情報ハイウェイ構内接続利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県情報通信基幹ネットワーク運営管理規程（平成15年4月1日高知県訓令第8号。以下「規程」という。）第17条の規定に基づき、第4次高知県情報ハイウェイ（以下「情報ハイウェイ」という。）の構内接続の利用について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、規程に定めるものの他、次の各号に定めるところによる。

- (1) アクセス回線 利用者の拠点と情報ハイウェイの取扱局（主要拠点、サブ拠点又はアクセスポイント）を結ぶ電気通信回線をいう。
- (2) 構内接続 情報ハイウェイの取扱局構内における利用者の自営電気通信設備の接続又は利用者が情報ハイウェイサービス提供事業者以外の電気通信事業者と契約した電気通信回線による接続

(主要拠点)

第2条の2 主要拠点は、県が指定する拠点（データセンタ）内に置くものとし、利用者回線収容機器は、当該データセンタの管理者から県が無償で提供を受けた設備内に設置する。

2 主要拠点の構内接続を行おうとするものは、主要拠点として用いるデータセンタの管理者に事前に承認を得なければならない。

(接続に関する協議)

第3条 構内接続の利用については、別紙様式1号により協議し、情報ハイウェイ管理者の承認を受けなければならない。

(接続に関する制限)

第4条 構内接続による利用については、300Mbps以下の帯域とする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りでない。

- (1) 県が利用する場合又は半数以上の県内市町村がクラウドサービス等の共同利用のために用いる場合
- (2) 前号の他、情報ハイウェイ管理者が特に認めた場合

(利用に関する負担)

第5条 構内接続において、情報ハイウェイの取扱局の対向先が市町村の利用者拠点であり、市町村の行政サービス又は教育サービスを行う拠点である場合、構内接続申込者又は利用者は、県に対して負担金を支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合はこの限りでない。

(1) 情報ハイウェイを利用する必要がある拠点との接続において、構内接続以外に有効な方法がない場合

(2) 情報ハイウェイ管理者が特に認めた場合

2 利用に関して負担する金額は、年間50万円とする。ただし、利用開始日又は利用終了日が年度の途中である場合は、開始日又は終了日が属する月を含めた当該年度の月数に応じて、月割りにより計算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）とする。

3 構内接続の利用に関する負担について、その他の事項は、県と利用者の協議により定める。

(利用期間等)

第6条 構内接続の利用期間は、令和10年3月31日までとする。

2 県は、前項の規定による情報ハイウェイの利用期間の終了又は変更によって利用者が被る損害又は損失等について、損害賠償責任、損失補償責任その他の法律上の責任を負わないものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、情報ハイウェイ管理者が定める。

(高知県電子申請システムによる協議等)

第8条 第3条の規定に基づく協議については、高知県電子申請システムにより行うことができる。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。